

「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

1. 修正内容

(1) 緊急時対策総本部の班構成の見直しに伴う修正

2019年4月1日に実施した当社組織整備を踏まえ、工務班と系統運用班を統合し、「外部電源復旧班」としたことから、該当箇所を修正した。

また、原子力災害発生時に関係自治体の原子力防災活動と連携した活動を行う「地域対応班」を設置したことから、該当箇所に追記した。

(2) 島根緊急時モニタリングセンターへの派遣人数の明確化に伴う修正

2019年2月5日に「島根緊急時モニタリングセンター運営要領」が原子力規制庁により制定され、島根緊急時モニタリングセンター（EMC）※における活動要員数が明確にされたことから、該当箇所を修正した。

※ 島根原子力発電所において施設敷地緊急事態が発生した場合に、国が島根県原子力防災センターに設置する機関であり、国、地方公共団体、原子力事業者および関係指定公共機関の要員で構成される。緊急時モニタリングに必要な機能が集約され、緊急時モニタリングの実施、結果の取りまとめおよび妥当性の確認等を実施する。

(3) その他

記載の適正化 等

2. 修正年月日

2019年9月26日

以 上